

## 第4回 県立都市公園のあり方検討会 赤穂海浜公園部会 議事要旨

1 日時 令和5年2月13日（月）10:00～12:00

2 場所 赤穂海浜公園オートキャンプ場 会議室

### 3 出席者

赤澤部会長、澤田副部会長、山本委員、岩崎委員、梅本委員、角岡委員、  
浜野委員、平田委員、明石委員、船曳委員代理

### 4 議題

- (1) 第2回あり方検討会における委員意見に対する対応
- (2) 第3回あり方検討会における発表意見に対する対応
- (3) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(案)
- (4) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案)
- (5) その他

### 5 議事要旨

事務局より山陽自動車道の事故により、赤澤部会長と事務局2名の到着が遅れている旨を説明。

議論は赤澤部会長到着後とし、事務局より資料1-1、1-2、参考資料“現地確認における委員意見整理”の説明を先行して実施。

赤澤部会長と事務局2名が到着。

赤澤部会長より、あり方検討会の赤穂海浜公園部会は本日が最後であるが、議論している内容は来年度の管理運営協議会で引き続き実現のために議論をしていくため、本日の部会で全ての結論がでるわけではない旨が伝えられた。

(1) 第2回あり方検討会における委員意見に対する対応

(2) 第3回あり方検討会における発表意見に対する対応

主な意見は以下の通り。

- 資料1-2のNo.9横山さんの意見の中に、ガイド育成のアイデアが抜けているのではないか。(岩崎委員)
- 議事録を確認した後に追記するか判断する。提案のあったガイドは周辺環境も含んでいたため、赤穂海浜公園外の提案まで公園のあり方検討会や管理運営協議会で議論するのか難しい部分である。(事務局)
- 公園外との連携や周辺環境の活用も重要な視点である。(赤澤部会長)

### (3) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】(案)

事務局より資料 2-1、2-2、2-3 に基づき説明。主な意見は以下の通り。

- 前回部会でも指摘したが、資料 2-1 の P3 の塩性湿地の写真は、現状ある植物とは異なるので、写真を変更した方が良い。(岩崎委員)
- 一般の方から見て、塩性湿地であることが分かる写真にした方が良い。(赤澤部会長)
- 現状ある植物かつ塩性湿地であることが分かりやすい写真に変更する。(事務局)
- 資料 2-2 “ゾーニング図 A” で、揚浜式塩田を保全ゾーンとして示して頂くことは可能か。資料 2-3 “ゾーニング図 B” で示す形でも問題はない。
- 揚浜式塩田を施設として活用している中で保全していく形にしたいので、“ゾーニング図 B” で示したい。(事務局)
- “ゾーニング図 B” は、通年的なのか、季節的な事なのか等の違いが分かるような示し方の工夫をした方が良いと考える。(赤澤部会長)
- “ゾーニング図 B” に載せる情報は現在 3 つしかないので、情報が増えてから、示し方を検討したい。(事務局)
- “ゾーニング図 A” で、南の海側に生えている松の木は保全ゾーンに該当しないのか。(岩崎委員)
- 松の木は自然に生えており、図示するほどの本数でないことと、県として松林を作る意向は持っていないため、保全ゾーンとしていない。(事務局)
- 海岸としての景観を作りつつ、松林で眺望が遮られることを防ぐなどの検討はこれから議論していく内容であり、現時点の案として、“ゾーニング図 A” が示されている。(赤澤部会長)
- 樹木伐採の日常的な管理のレベル感を示すゾーニング図案は作成しないのか。(岩崎委員)
- 資料 2-1 の P2 において、“ゾーニング図 A” と樹木管理の関係を説明している。また、施設ゾーンでも勝手に伐採を進めることはない。(事務局)
- 資料 2-1 と、“ゾーニング図 A” の結び付きが分かり辛い。(岩崎委員)
- “ゾーニング図 A” で、凡例として各ゾーンの管理手法を示す形で問題ないか。(事務局)
- 問題ない。ゾーニング図を見て管理運営方法が分かるとよい。(岩崎委員)
- ゾーニング図案を修正する。(事務局)
- 県民の森近くでプレーパークを実施する場合には、特別な維持管理が必要になると考えるが、実際の管理方法やゾーニング図への落とし方はこれからの検討事項である。ゾーニング図 A における低未利用地が民間活力導入の主な対象地になり、その周辺の施設ゾーンも対象になり得るという認識で問題ないか。(赤澤部会長)
- “ゾーニング図 A” の低未利用地が民間活力導入の主な対象地になる。その他の場所は管理運営協議会で意見を聞くことになるかと考える。(事務局)

#### (4) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案)

事務局より資料3に基づき説明。

- ゾーニングの各ゾーンの考え方は他の県立公園を含めた考え方になると考える。  
「ボランティア」という言葉の定義や、言葉の使い方はこれまでのあり方検討会の議論を踏まえて記載して頂きたい。(赤澤部会長)
- 「ボランティア」は、無償で活動してもらうイメージがあるが、有償の場合や、金銭を稼ぐような形もあり、自発的に活動するという本来の意味を示したい。(事務局)
- 金銭的に儲かるか儲からないかで議論すると、過去の議論に戻ってしまうので、公園の良さを維持するための活動には、公共、民間事業者、地域住民全てを含めた形での議論を進めていきたい。“管理運営協議会の位置付け図”が本日の資料には無いが、管理運営協議会の位置付けについては、各公園で引き続き検討したい。今回のあり方検討会で実施したヒアリングはこれまでの管理運営協議会では実施しなかったことであり、これからも継続することを検討したい。過去、県立有馬富士公園で管理運営協議会が出来たときは非常に注目が集まったが、他の県立公園でも一律で管理運営協議会を発足させることには反対した。ただ管理運営協議会を作れば上手くいくわけではない。新規団体が参画できる仕組みづくりも検討する必要がある。(赤澤部会長)
- “管理運営協議会の位置付け図”を映す準備の間に、全体会のスケジュールの説明をさせて頂く。明石公園部会が来年度も引き続き開催するため、今年度末の全体会の中で結論を出すことはできないが、管理運営協議会という名称は同じであっても、中身が異なる形があっても良いことを共有し、管理運営協議会の事例の提案をさせて頂く。(事務局)

スクリーン上にて第2回赤穂海浜公園部会で記載された“管理運営協議会の位置付け図”が示された。

- 管理運営協議会の中身は色々あり、管理運営協議会と利用者の中にヒアリングがあっても良い。管理運営協議会だけで大規模なイベントを開催し、活性化を図るのは難しい。管理運営協議会を県が主催する場合と、指定管理者が主催する場合があるが、どちらの場合も管理運営協議会の為の人員を配置することは難しい状況で、新しい方の参画を促すことは可能なのかは疑問である。“管理運営協議会の位置付け図”に記載できることがあれば活性化に関して意見を頂きたい。(赤澤部会長)

事務局より参考資料“赤穂海浜公園の活性化に係る主なスケジュール(案)”の説明がされた。

- 今までは、県の指定管理者と管理運営協議会との協議が主であったが、今後は、県の指定管理者と管理運営協議会、民間事業者の3者での協議が主になり、その上で、利用者の意見を聞いたり、活動団体とも議論するような場が広がっていくことが考えられる。(赤澤部会長)
- 活動団体の意見は、県の指定管理者を一度通してから管理運営協議会に持って行く場合や、管理運営協議会に直接持って行く場合などがあると考えるが、実際にどう進めるかはこれから議論して頂きたい。(事務局)
- 県の指定管理者と地元の方を繋ぐコーディネーターを置くのが良くある方法である。(赤澤部会長)
- 前回の部会の意見が、本日の資料にあまり反映されていないように感じる。色々な人から意見をもらおうと、議題が発散し、意見の集約が困難になる。個別で議論するような場を設ける方が良いのではないか。(浜野委員)
- “管理運営協議会の位置付け図”に載っている管理運営協議会の下に個別で議論する場を設け、ある程度意見が固まってから管理運営協議会へ意見を伝える形も考えられる。また、前回のヒアリングでは観光に関する意見もあり、指定管理者の業務内に公園外を含めた利用促進に関しても検討して頂けると本当は良い。(赤澤部会長)
- ヒアリングは利用者の生の声を聞いてよかったので、毎年実施してはどうか。次の年はヒアリングで出た意見の中から話題をいくつか絞ってヒアリングをする形も考えられる。高校生や大学生の意見を聞くために、実際に学校を訪れる形でも良い。(梅本委員)
- 前回のヒアリングでは、高校生の意見を聞けなかったので、学生を対象としたヒアリングは良い。あり方検討会での意見は、赤穂海浜公園の管理運営協議会の中で活かしていく。(赤澤部会長)
- 赤穂海浜公園部会で出た意見を、どのように全体会に伝えるかは赤澤部会長に相談させて頂きたい。(事務局)
- 資料3のP2、3については、管理運営協議会の皆さんからも広く意見を頂きたい。P5、6の内容は公園内の改修についての情報発信を行うことが述べられている。(赤澤部会長)
- 資料3のP4の事業可能性調査は、過年度に既に実施し、結果を赤穂海浜公園部会で紹介しているため、来年度以降では、公募方針検討から進めていく予定である。(事務局)
- 資料3のP1の公園ボランティアのさらなる参画にむけた仕組みが、P4の今後の進め方で示されていないのではないか。(岩崎委員)
- ボランティア活動には商業的なものもあるかもしれないが、Park-PFIや指定管理の制度にかからないものについては、管理運営協議会等で検討して頂ければと考える。(事務局)

- 制度にかからない活動の参画にむけた仕組みが、本日の資料の中では記載されていないのではないか。(岩崎委員)
- 資料3のP2の「公園に係る活動への参画を促す仕組み作り」が該当しており、具体的な手法についてはこれから議論させて頂きたい。(事務局)
- ボランティア等の参画する際の相談窓口が明記されていないと困る。(岩崎委員)
- どこに相談するのかの体制と窓口を作ったうえで、明示させて頂きたい。(事務局)
- 今の資料では、事業者公募しか実施しないように捉えられるので、具体的にどう参画していけば良いかを示すことが難しい部分である。(岩崎委員)
- 資料3の中に、これまで実施した内容の例示を行い、実施方法について具体的に検討できるようにしたい。(事務局)
- 重要な視点を頂いた。簡易的な相談窓口を作り、そこで意見をリバイスしてから管理運営協議会に提出するなどの手順を作成していきたい。あり方検討会は本日で終わるが、ヒアリングで意見を頂いたこと等は良かったと考える。(赤澤部会長)

#### (5) その他

事務局より赤穂海浜公園部会での意見は全体会に伝えること、全体会を含むあり方検討会の最終報告は委員全員に伝えることを説明。

公園の情報発信に活用できるアプリとして、「PARKFUL」と「Biome」を紹介。

以上